

串本 I C 周辺地域活性化施設 に関する官民連携事業

事業者募集に係る説明会

2022年12月9日（金）



串本町

ご説明内容

I. 事業概要

スライド 3～10

II. 施設概要

スライド 11～22

III. 公募内容

スライド 23～35

IV. 審査項目及び要求水準

スライド 36～47

V. スケジュール及び手続き

スライド 48～57

I . 事業概要

1. 事業の場所
2. 事業の目的・方針
3. 事業敷地
4. 事業方式
5. 事業範囲
6. 契約期間
7. 土地の条件

1. 事業の場所

くじのかわ

所在地：串本町 鵜野川地内



2. 事業の目的・方針

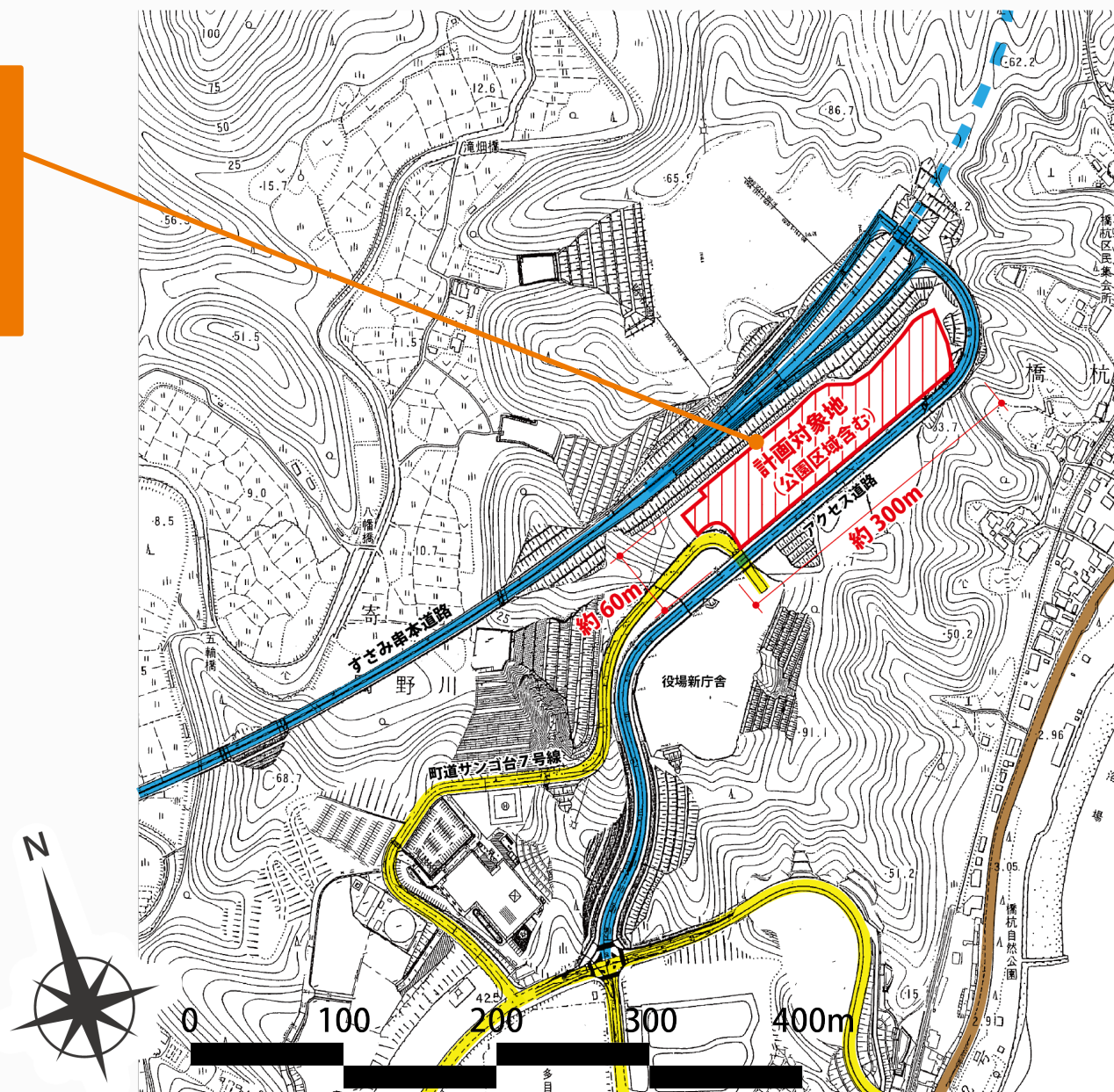
地域活性化施設を整備し、下記の項目を達成させる

- 串本町の観光振興の活性化
- 地域住民の利用の活性化
- 子育て支援・高齢者の健康向上（公園等）
- すさみ串本道路・串本太地道路利用者の休憩施設の提供
- 災害時の一時避難場所の確保

3. 事業敷地

約1.6ha
(うち公園部分
約0.6ha)

※前回説明時から
計画対象地に
変更があります



4. 事業方式

事業用定期借地権方式

での
事業実施を想定

【前回からの変更内容】

- ・ **ガソリンスタンド**の整備・運営は**別事業（別敷地）**に
- ・ **町内指定事業者**の物販整備は**別事業（別敷地）**に
- ・ **公園部分の整備・運営**については必要に応じて**提案可能**に
（事業者側で選択可能）

5. 事業範囲

- ア 整備施設等の企画・設計業務
- イ 整備施設等の整備・開発業務
- ウ 整備施設等の維持管理業務
- エ 整備施設等の運営業務
- オ プロジェクトマネージャーによる
全業務のマネジメント
- カ 業務全体に関するセルフモニタリング
- その他 事業期間中に町が実施する
本整備に関する町民との協働に関する支援

別事業とした
ガソリンスタンド
・町内指定事業者
の物販との調整等

6. 契約期間

- 20年以上を予定しているが、民間事業者からの適切な期間の提案を踏まえ正式に決定。
- 契約期間に建設工事及び解体撤去工事期間を含む



7. 土地の条件

権 利	・ 賃借権
貸付期間	・ 借地借家法に基づき、事業予定者が提案する期間を審査により決定 ・ <u>建設工事及び解体撤去工事期間</u>を含む
契約貸付料	・ <u>無償</u>とする。 ・ ただし、<u>駐車場・無料休憩所・トイレ等の整備・運営</u>等を事業者予定者が<u>無償で実施</u>することを条件とする

II. 施設概要

1. 想定する利用者・利用イメージ
2. 想定する導入機能
3. 供給処理について
4. 計画地からの眺望
5. 留意事項

1. 想定する利用者・利用イメージ

利用者	主な利用イメージ
すさみ 串本道路 利用者	<u>休憩 + α</u> で利用する ・ 長距離運転の休憩利用 ・ 燃料補給 ・ お土産などの購入
観光客	<u>串本町のエントランス</u> として活用する ・ 観光情報の入手（町内をはじめとする観光情報の提供） ・ お土産などの購入 ・ 交通手段の切替
地域住民	便益施設として <u>日常的に利用</u> する ・ 日用品の購入（農・海産物など）、出荷 ・ 広場や遊具などの利用 ・ 住民間、住民と観光客の交流 （観光ガイド雇用、交流スペース利用等）

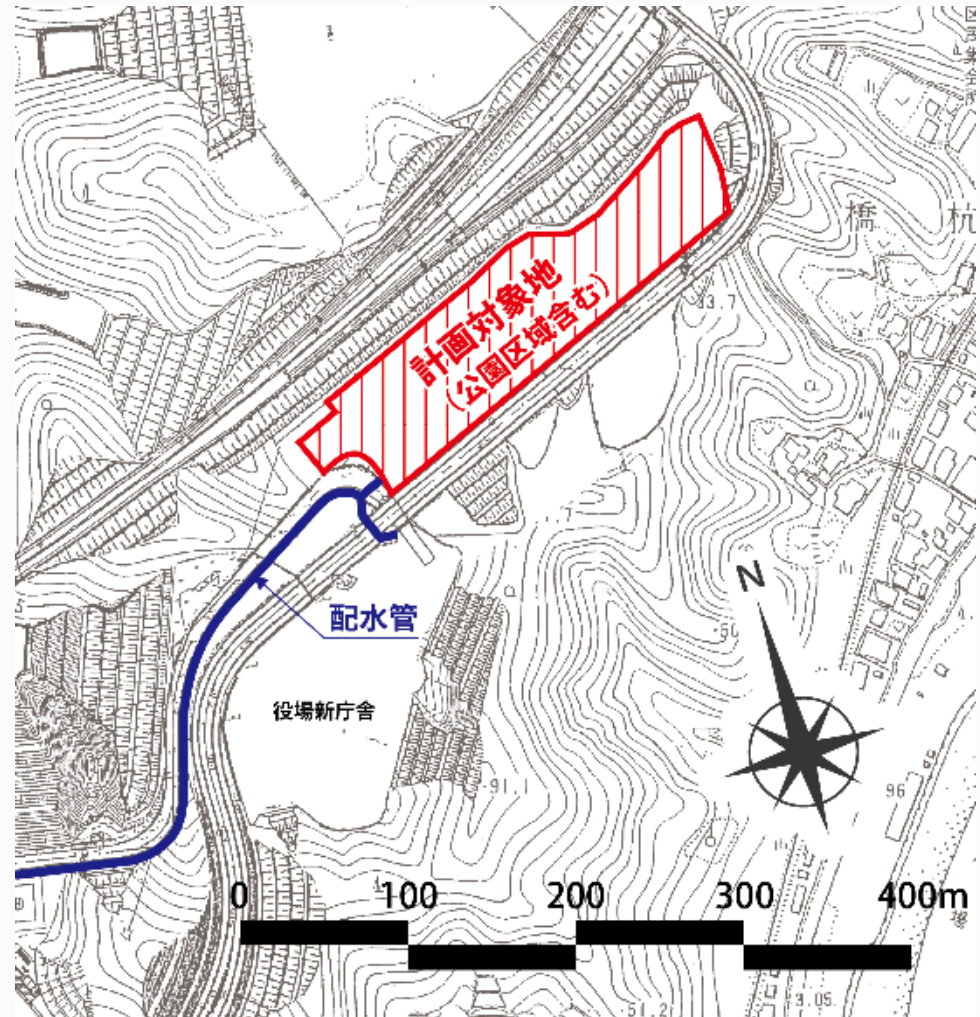
2. 想定する導入機能

必要機能	具体的な機能・施設	必須
駐車場	駐車場	●
観光集客施設、 情報発信機能	観光案内所、地域情報発信コーナー	●
飲食・物販施設等	直売所、物品販売施設、カフェ、レストラン	●
広場・遊具等	交流スペース	適宜
	広場（公園）	別事業
休憩・ 燃料補給施設	無料休憩所・トイレ（24時間使用可能）	●
	ガソリンスタンド	別事業
防災機能	帰宅困難者の避難場所	●
	マンホールトイレ、備蓄倉庫、物資運搬中継地	適宜

3. 供給処理について

(1) 上水 (給水)

- ・ 周辺まで敷設済み
- ・ 給水圧：3.2kpa
- ・ 取込口口径：150mm

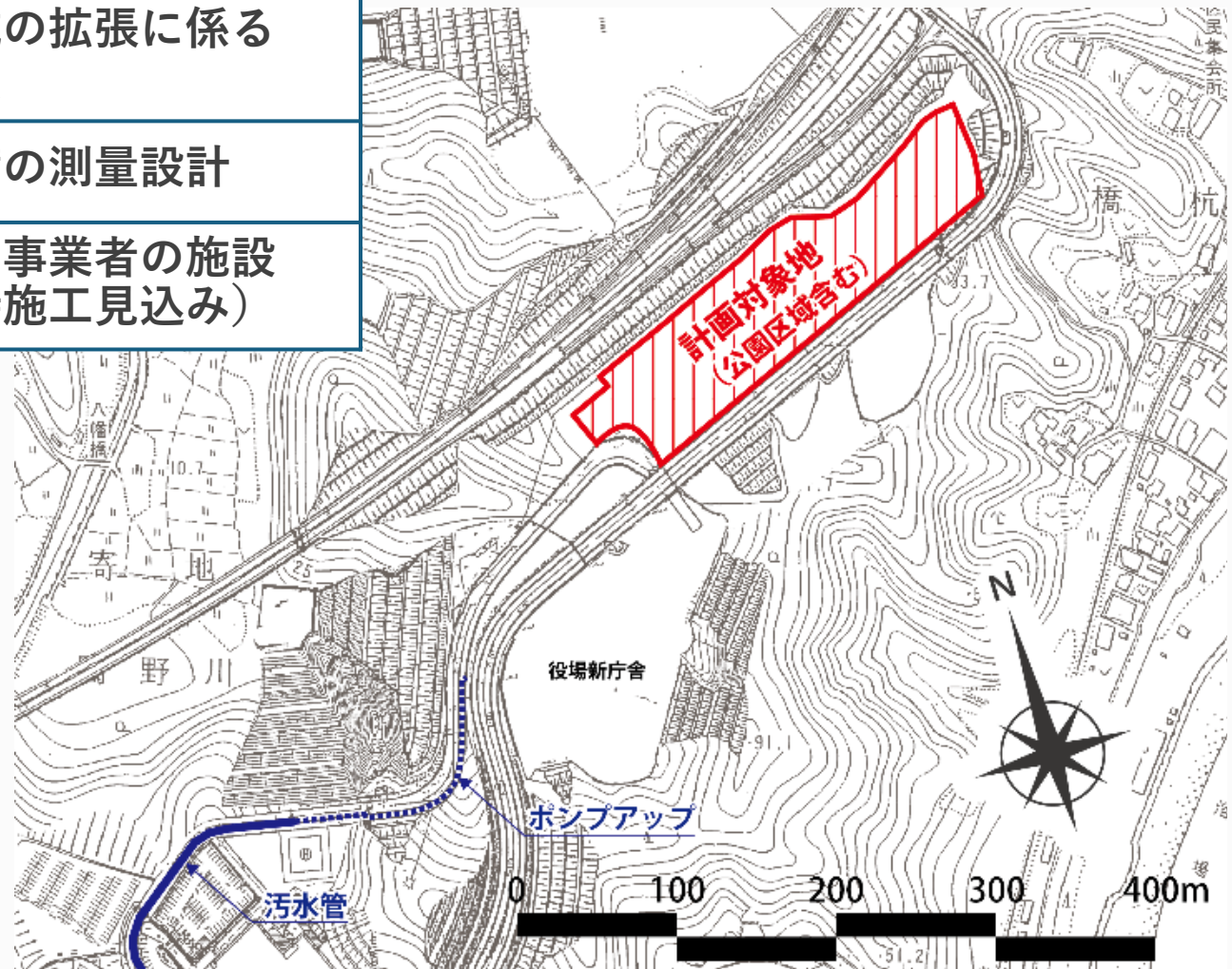


3. 供給処理について

(2) 下水（污水）

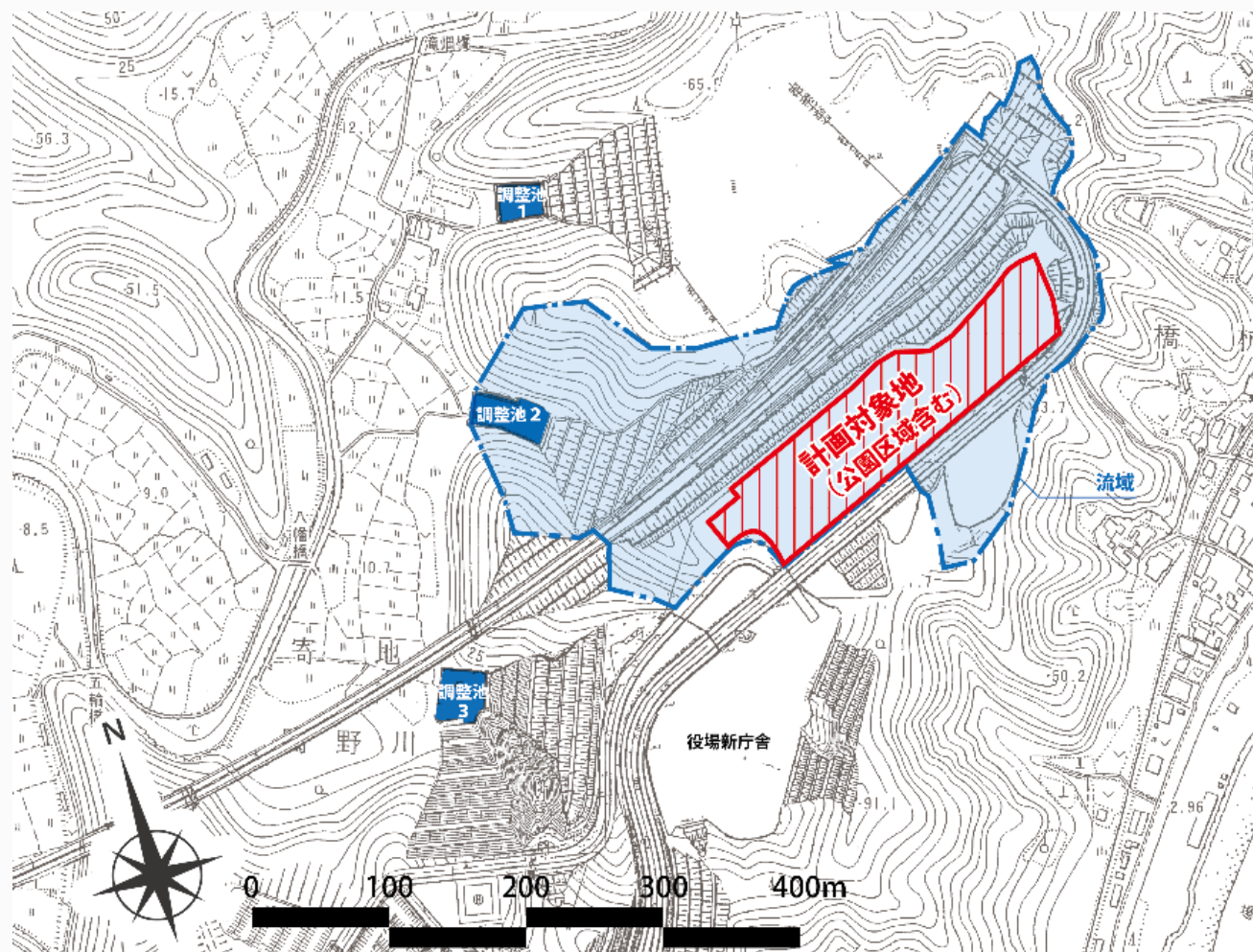
・ 污水处理区域拡張中

R4年度	下水道区域の拡張に係る計画を策定
R5年度	下水道整備の測量設計
R6年度	工事（民間事業者の施設整備と同時施工見込み）



(3) 雨水排水

- ・ 周辺に 3 か所の調整池あり
- ・ 計画対象地は調整池 2 の流域



4. 計画地からの眺望

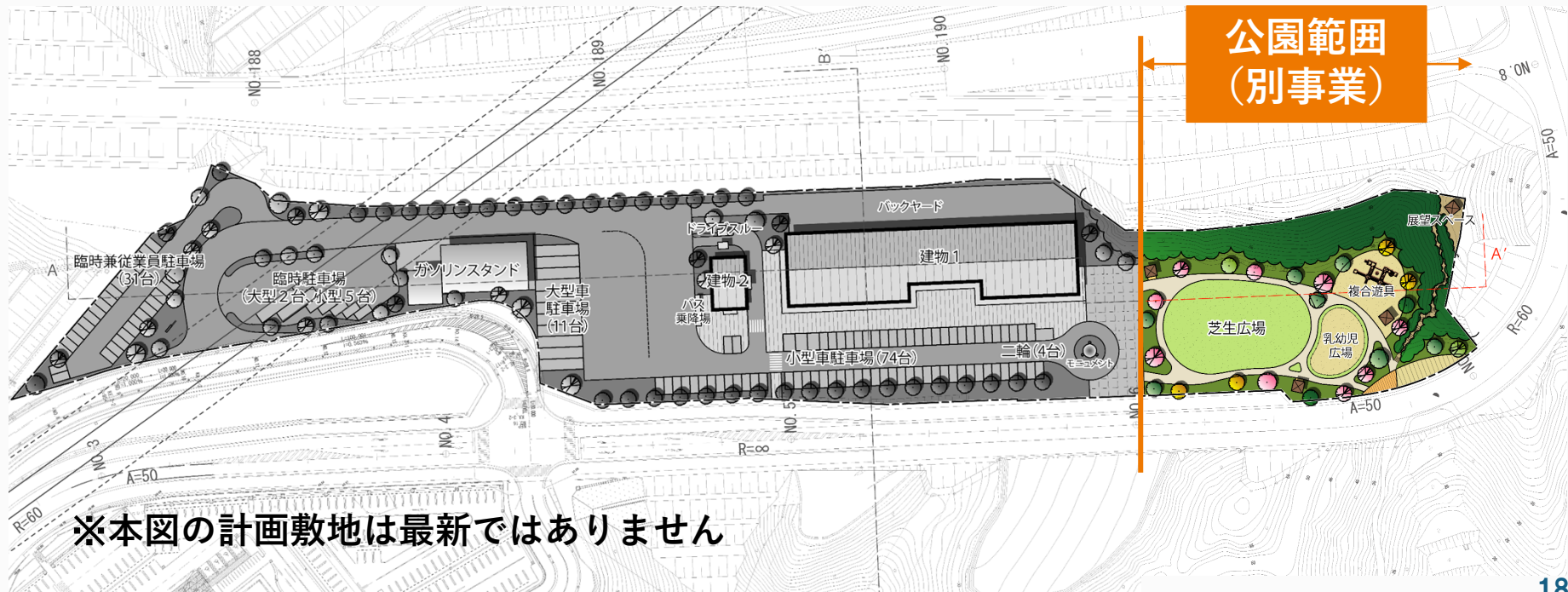
計画地からは橋杭岩、紀伊大島が展望でき、
ロケーションに優れています！



5. 留意する事項

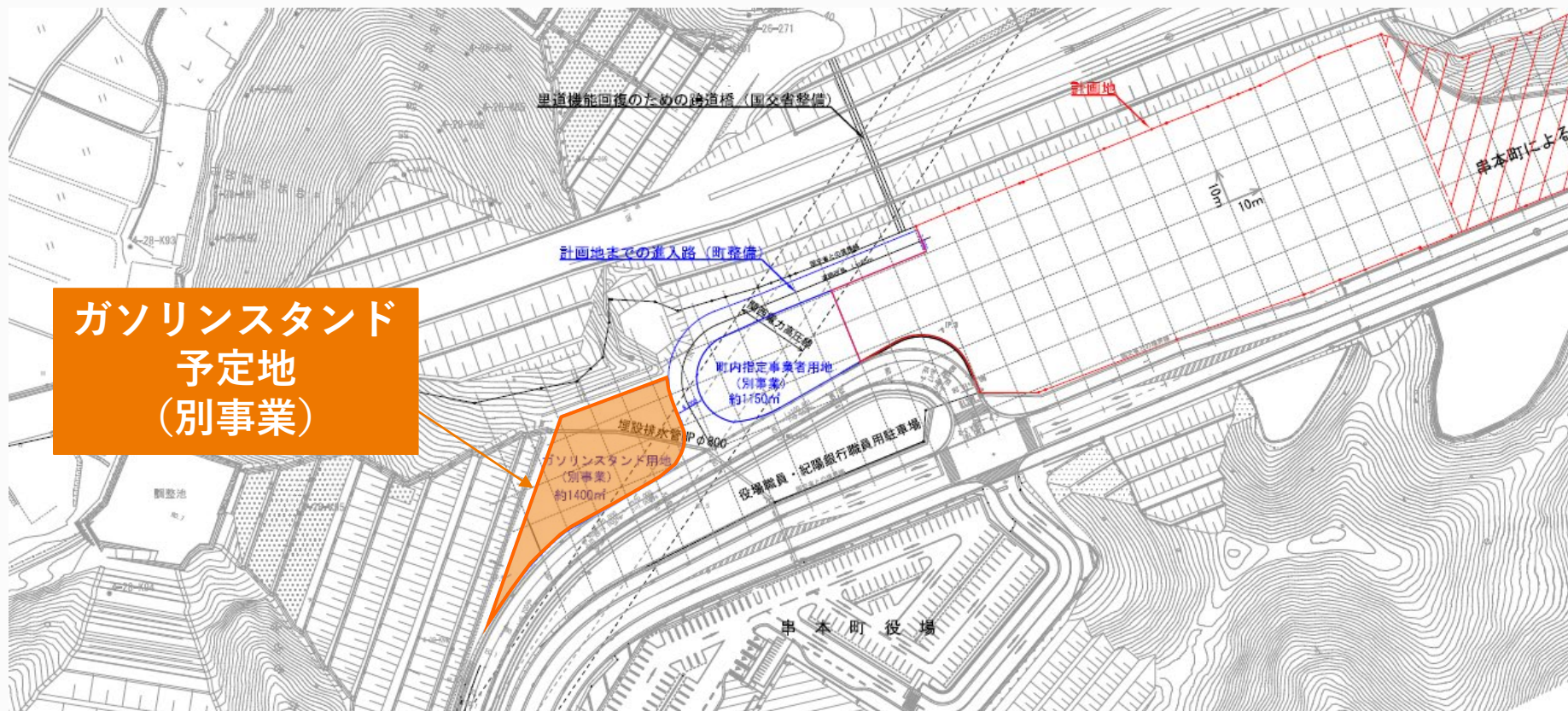
(1) 公園について

- 公設予定だが、事業者から公園計画も提案された場合、公園計画の採用&整備を事業者に担っていただく可能性あり
- 管理運営は指定管理者制度を想定。
→事業者が指定管理の条件を満たしていた場合、優先的に指定管理者に指定する可能性あり



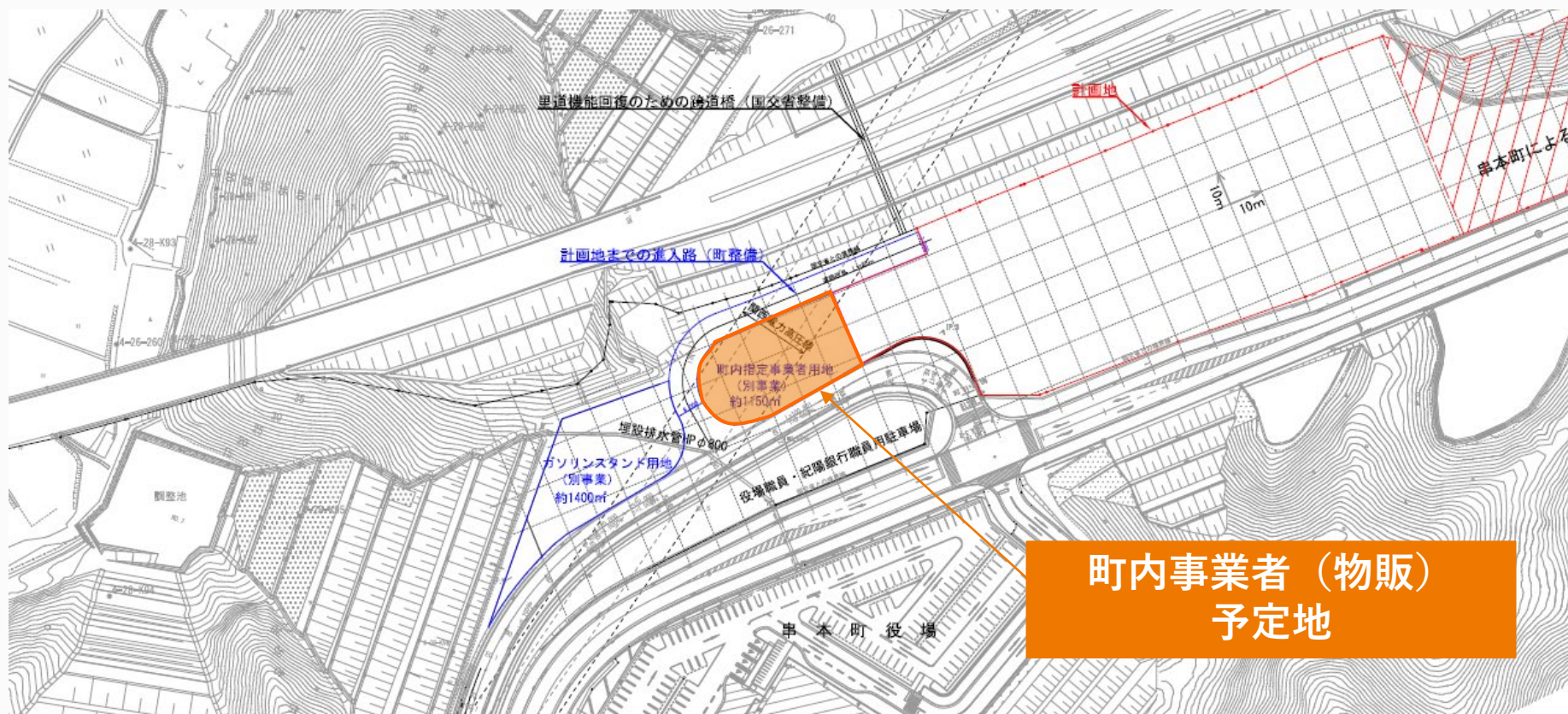
(2) ガソリンスタンドについて

- ガソリンスタンドについては町で敷地を設定し、別事業として取り扱う方針に変更
- 敷地の最終確定は、事業者確定・進入路整備後を予定



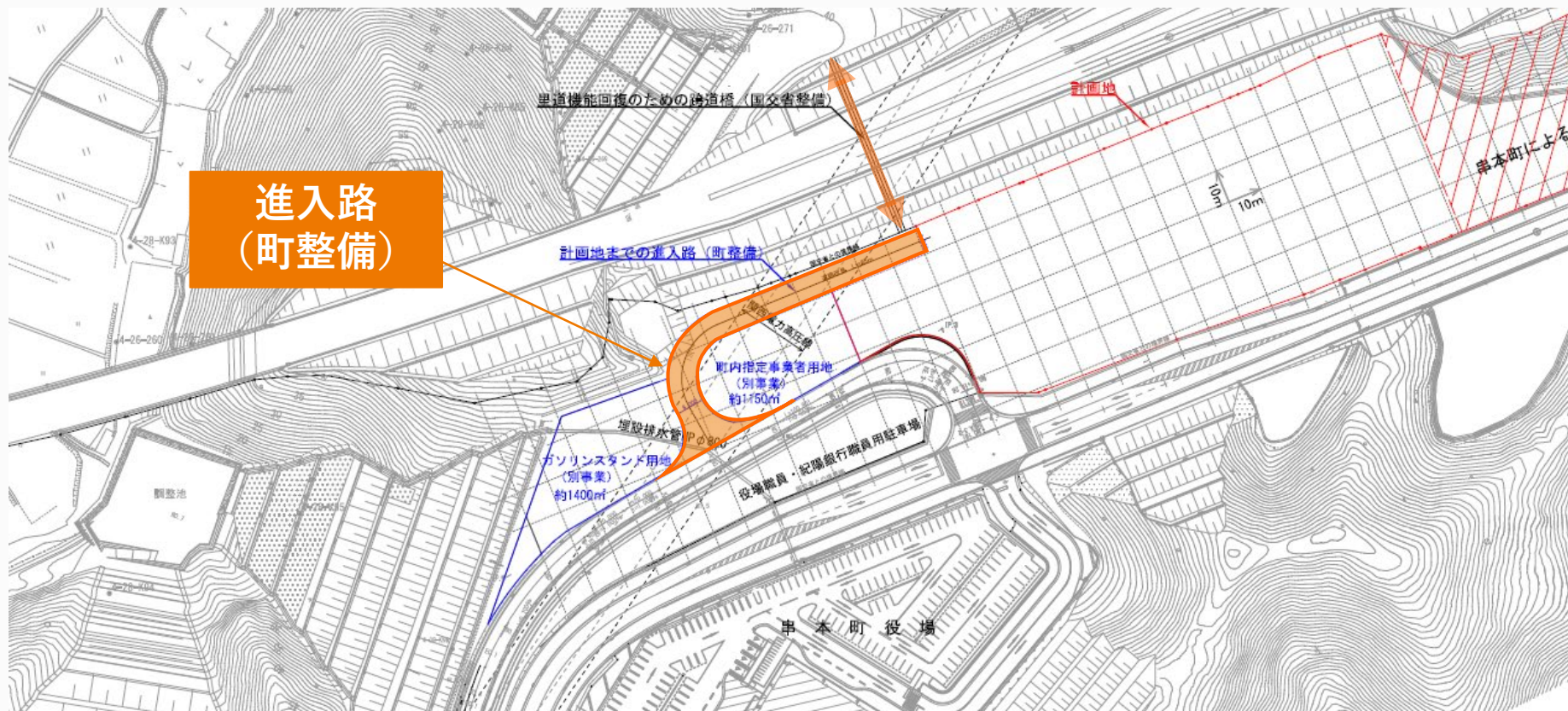
(3) 町内事業者について

- 町内指定事業者については別途敷地を設定し、今回の事業とは別で取り扱う方針に変更
- 敷地の最終確定は、事業者確定・進入路整備後を予定



(4) 計画地への進入路について

- 計画地への進入路については里道復旧等の制約もあるため、**町で整備する方針**取り扱う方針に変更
- 進入路の**日常管理については、事業者決定後に調整**したい



(5) 別事業との調整について

- ・ ガソリンスタンド、町内指定事業者（物販） についてはそれぞれの事業進捗に併せて 適宜調整 をお願いしたい
- ・ 進入路の整備 については 事業者からの調整に応じる 予定



III. 公募内容

1. 事業者選定の手法
2. 参加要件
3. 参加資格に関する事項

1. 事業者選定の手法

本事業の事業者募集方式は
公募型プロポーザル方式とする

2. 参加要件

募集している事業者は…

- 前述の業務内容を期間内にわたって安定的に実施することが可能な
複数の法人等で構成される連合体

※単独でも業務内容が実施可能であれば参加可能

＜業務内容＞

ア 整備施設等の企画・設計業務

イ 整備施設等の整備・開発業務

ウ 整備施設等の維持管理業務

エ 整備施設等の運営業務

オ プロジェクトマネージャーによる全業務のマネジメント

カ 業務全体に関するセルフモニタリング

3. 参加資格に関する事項

(1) 共通事項

- ① 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法に基づく再生手続きの開始の申立てがなされている者でないこと。
- ② 町が本事業のアドバイザー業務を委託した株式会社オオバあるいはこれらの者と資金面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(2) 施設整備等にあたる企業

1) 設計(監理)業務を実施する者

- 以下の要件について、いずれにも該当すること。
ただし、複数の者で実施する場合は、1者以上が該当すること。

- ① 建築士法第23条の規定に基づく 一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 都市計画法第31条に規定する国土交通省令で定める資格を有する 管理技術者を配置できること。

2)建設業務を実施する者

- 以下の要件について、いずれにも該当すること

- ① 建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けていること。ただし、複数の者で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていればよいものとする。この場合、特定建設業及び一般建設業の区分については、工事の分担に合わせて適切な許可を受けた者であることとする。
- ② 建設業法の規定を遵守し、同法第26条に基づく監理技術者又は主任技術者を専任かつ常駐で適切に配置できること。

3)維持管理業務を実施する者

- 以下の要件について、いずれにも該当すること

- ①参加表明書提出締切までの過去10年間に、提案事業者が整備する施設（園路・駐車場・広場（公園）は除く）と同規模の施設の維持管理業務の実績を有していること。
ただし、複数の者で実施する場合は、1者以上が有していればよいものとする。
- ②本整備を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、実施する企業がそれぞれ担当する業務に必要な資格を有していればよいものとする。

4) 運營業務を実施する者

- 以下の要件について、いずれにも該当すること

- ① 参加表明書提出締切までの過去10年間に、提案事業者が整備する施設（園路・駐車場・広場（公園）は除く）と同等規模の施設の運營業務の実績を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、1者以上が有していればよいものとする。
- ② 本整備を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、実施する企業がそれぞれ担当する業務に必要な資格を有していればよいものとする。

(3) セルフモニタリングを担う者

- 参加表明書提出締切までの過去10年間に、設計監理及び施工管理、維持管理・運營業務の何れかの実務経験を有する者とし、プロジェクトマネージャーの兼務を可とする。
- プロジェクトマネージャーを兼務する場合は、整備期間中と維持管理運営期間中において適切に担える者が担うこととし、期間途中での変更を認めるものとする。

(4) 民間事業者の構成

- 次の要件を満たすものとする。

- ① 民間事業者は、町が要求する各業務を担う主たる企業を含めて構成すること。
- ② 民間事業者は、複数の企業等から構成される場合、代表企業を定めること。
- ③ 民間事業者の代表企業は、契約協議及び契約期間中、町との調整・協議等における窓口役を担うほか、町との事業契約の締結までの構成法人の債務全てについて連帯して責任を負うものとする。

3. 参加資格に関する事項

(4) 民間事業者の構成(続き)

- ④ 民間事業者の構成企業は、他の応募事業者の構成企業としての参加が出来ないものとする。 (重複出資の禁止)
- ⑤ 民間事業者は、企画提案書の提出時において、連合体を構成する企業以外の企業を 下請け企業 として位置付ける場合は、 関心表明書 (LOI) を締結すること。
- ⑥ 民間事業者の構成企業は、本事業の 参加表明書提出時に串本町入札参加資格審査申請に必要な書類を提出 すること。
- ⑦ 民間事業者の連合体を構成する企業は、串本町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱による 指名停止措置を受けていない者 であること。

3. 参加資格に関する事項

(4) 民間事業者の構成(続き)

- ⑧ 民間事業者の連合体を構成する企業は、参加表明書を提出する時点において、直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納していない者であること。
- ⑨ 民間事業者は、本事業の特性や事業内容を勘案し、10年以上の実務経験（業種は問わない）を有する経験豊富なプロジェクトマネージャーを選任すること。

※変更は原則認めないが、やむを得ない事情が生じた場合は協議

(5) 地元事業者の参画

地域経済の活性化を目指し、事業に参加

する連合体を構成する企業や連携企業等に

町内事業者が主体的に参画する

ことを期待する

IV. 審査項目及び要求水準

1. 提案書の構成及び審査項目
2. 要求水準と審査項目の位置づけ
3. 要求水準

1. 提案書の構成及び審査項目

大項目	提案内容・審査項目	配点	
業務実施体制	① 業務実施体制	5	5
目的・テーマ	② 提案タイトル・事業方針・コンセプト	20	60
	③ 整備内容・導入機能	40	
建築	④ 施設配置・動線計画	20	40
	⑤ 意匠・景観計画	5	
	⑥ 周辺及び環境への配慮方針	5	
	⑦ 施設整備等の工程計画	10	
運営	⑧ 地域経済への貢献	40	90
	⑨ 管理運営計画	20	
	⑩ リスクの考え方	10	
	⑪ 資金計画・収支計画	20	
その他	⑫ その他提案者独自の提案	5	5
—	⑬ 提案概要書（公表用）	—	—

200

2. 要求水準と審査項目の位置づけ

■ 要求水準

- 事業を実施する上で、必ず達成していただきたい水準
- 要求水準書に記載の項目は、対応できない場合、失格となる

■ 審査項目

- 事業者の判断で対応の有無・内容を検討する項目
- 内容の良悪が審査結果に影響する
- 要求水準書に記載されていない項目は、未対応でも失格にはならない

3. 要求水準

(1) プロジェクトマネージャーの全業務のマネジメントに関する性能水準

■基本方針

- 各業務を円滑かつ効果的に実施できるよう、町及び各業務を担当する民間事業者との連絡や調整を行う
- 各業務に係る民間事業者の士気向上につながるよう、適切な民間事業者間の連携等を行う

■業務内容

- ① 事業全体のマネジメント
- ② 事業全体及び民間事業者の財務管理
- ③ 適切なプロジェクトマネージャーの選任

(2) 整備施設等の企画・設計業務に関する性能水準

■基本方針

- 必要な事前調査を的確に実施し、導入予定施設をはじめとする施設等の整備を行う
- 定期借地権方式を最大限に活用し、民間活力により地域経済の好循環を生み出すことを期待

■業務内容

- ① 事前調査業務の実施
- ② 管理技術者及び主任担当技術者の通知
- ③ 設計図書の作成

■期待する水準

- 誰もが利用し易い空間形成
- 将来の LCC（ライフサイクルコスト）と LCCO2（ライフサイクルCO2排出量） 低減の工夫
- 色彩や材質等に配慮し、施設の特性や周辺の景観に配慮した施工
- 施設別要求事項（企画・設計）に提示する条件を満たす
（記載ない事項は町の求める施設像に合致していることを条件に、自由に企画・設計可能）

■補足

- 道の駅登録ができる可能性が生じているため、登録を希望する場合は要件を満たした施設内容とすること（登録の可否は国との協議による）
- 公園の企画・設計提案は任意でよく、提案の有無による評価点への影響はない

(3) 整備施設等の整備・開発業務に関する性能水準

■基本方針

- 企画・設計業務で示した施設の整備を行う
- 本町の観光拠点、地元住民の便益性向上に寄与する施設、防災拠点を兼ね備えた施設の整備を期待する
- 事業スケジュールに沿った施設整備を行う

■業務内容

- ① 施設整備
- ② 周辺及び環境に配慮した施工計画の遂行

■期待する水準

- 町内事業者と町外事業者の適切な役割分担による効率的な業務遂行、地域経済の好循環に期待

(4) 整備施設等の維持管理業務に関する性能水準

■基本方針

- 整備した施設を契約終了時までの期間、適切に維持管理する
- 町民ニーズの反映と民間事業者の創意工夫を取り入れ、定期借地権方式として長期間にわたり民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限に活かして業務を遂行する

■業務内容

- ① 建物維持管理業務
- ② 設備維持管理業務
- ③ 環境衛生管理業務
- ④ その他当該管理を実施する上で必要とされる関連業務

■期待する水準

項目	水準
建物	対象施設について、定期的かつ自主的に点検業務等を行い、施設の性能・機能を適切に維持する
外構	安全かつ景観機能を適切な状態に保つように維持を行う - 駐車場への動線や歩行者との動線など安全対策を十分に行う - 植栽等は施設利用者や来訪者に安らぎを与え、必要に応じて周辺の景観への配慮や視線の交錯を避けることにも配慮を行う
その他	工事竣工図書、各種許認可申請図書等を施設に備え、町が必要に応じて確認する際に応じる

(5) 整備施設等の運営業務に関する性能水準

■基本方針

- 将来における地域の環境変化がもたらす多様なニーズに、迅速かつ効率的に応えたサービスを継続的かつ発展的に提供していく
- 民間のノウハウを最大限に活かし、地域経済の好循環が図られることに期待

■業務内容

- ① 地域活性化施設の運営
- ② 施設利用者の地域内の回遊性を向上する移動手段等やサービスの検討（必須ではない）

■期待する水準

- 多様なニーズに対するきめ細やかに応える魅力的な運営
- 観光客だけでなく地域住民も集う賑わいのある空間形成
- インクルーシブデザインの観点から多様な人々が楽しめる空間形成

■留意事項

- 駐車場について、駐車料の徴収不可

V. スケジュール及び手続き

1. 公募スケジュール
2. 応募手続き
3. 審査及び選定に関する事項

1. 公募スケジュール

項目		日程
公募公告及び募集要項等の公表		R4年11月30日（水）
募集要項等に関する説明会		R4年12月9日（金）※本日
参加表明書の受付締切		R4年12月12日（月）～12月23日（金）
募集要項等に関する質問	受付	R4年12月12日（月）～12月22日（木）
	回答	R5年1月20日（金）まで
参加資格審査結果の通知		R5年1月10日（火）まで
<u>競争的対話の受付</u>		<u>R5年1月13日（金）まで</u>
<u>競争的対話の実施</u>		<u>R5年1月23日（月）～25日（水）</u>
提案書提出締切		R5年3月24日（金）

1. 公募スケジュール（続き）

項目	日程
提案に関するヒアリングの実施	R5年4月中下旬頃
企画提案に関する交渉	R5年5月頃～R5年6月頃
契約者の決定及び公表	R5年6月頃予定
基本協定の締結	R5年6月頃予定
仮契約の締結	R5年7月頃予定
事業契約の締結	R5年8月頃予定

2. 応募手続き

(1) 募集要項等に関する質問の受付・回答の公表

提出期限	令和4年 <u>12月22日（木）17時</u> 必着
提出方法	・ 募集要項等に関する質問書（<u>様式 G</u>）に質問を記載してメール ・ メールタイトル「<u>募集要項等に対する質問（法人名）</u>」
提出先	担当部署：串本町役場 建設課 Eメール： <u>kensetsu@town.kushimoto.lg.jp</u>
回答の公表	・ <u>令和5年1月20日（金）までに町HPにて公表</u> ・ 質問者名は、公表しない。 ・ 意見の表明と解される質問及び本業務に関係ない事項等の質問に対しては、回答しない。

(2) 参加表明書及び参加資格確認書類の受付

提出期限	令和4年 12月23日（金）17時 必着
提出方法	・ 民間事業者（応募グループの場合は代表法人）の 直接持参又は郵送 による ・ 郵送による提出の場合は、上記提出期限までに必着
提出先	担当部署：串本町役場 建設課 住 所：〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 電話番号：0735-67-7262
提出書類	詳細は、様式集を参照のこと。
参加表明提出後の辞退	参加表明書の 提出後に辞退する場合 は、速やかに 「参加辞退届」（様式F）を提出 （提出資料は返却しない）

(3) 参加資格確認結果の通知

通知期限	<u>令和5年1月10日（火）まで</u>
------	-----------------------

(4) 関係詳細資料の貸与

貸与対象	参加資格「 <u>あり</u> 」の事業者
対象資料	・ 串本IC周辺地域活性化施設 <u>基本構想</u> ・ 串本IC周辺地域活性化施設 <u>基本計画</u>
貸与期限	<u>令和5年3月24日（金）まで</u>

(5) 競争的対話の実施

実施時期	・ <u>令和5年1月23日（月）～1月25日（水）実施</u> ・ <u>各日9時～17時の間で実施</u> ・ <u>1グループにつき2時間程度確保予定</u>
申込方法	・ 競争的対話申込書（<u>様式H</u>）に必要事項を記載の上メール ・ メールタイトル「<u>競争的対話の申込（法人名）</u>」
提出先	担当部署：串本町役場 建設課 Eメール： <u>kensetsu@town.kushimoto.lg.jp</u>
提出方法	<u>令和5年1月13日（金）17時</u> 必着

■競争的対話・・・

「民間のノウハウや創意工夫を積極的に活用すべき案件」や「事業内容が複雑な案件等」において、発注者と競争参加者との間で仕様等について対話や交渉を行う



- ・事業者の提案内容について、町の要望と乖離がないか確認
- ・募集要項や要求水準の細部に関しての確認（書面に記載しきれないニュアンス等）

※競争的対話の結果は非公表が前提

(6) 事業提案の受付

提出期限	令和5年 3月 24日（金） 17時 必着
提出方法	・ 民間事業者（応募グループの場合は代表法人）の直接持参又は郵送による ・ 郵送による提出の場合は、上記提出期限までに必着
提出先	担当部署：串本町役場 建設課 住 所：〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 電話番号：0735-67-7262
提出書類	詳細は、様式集を参照のこと。

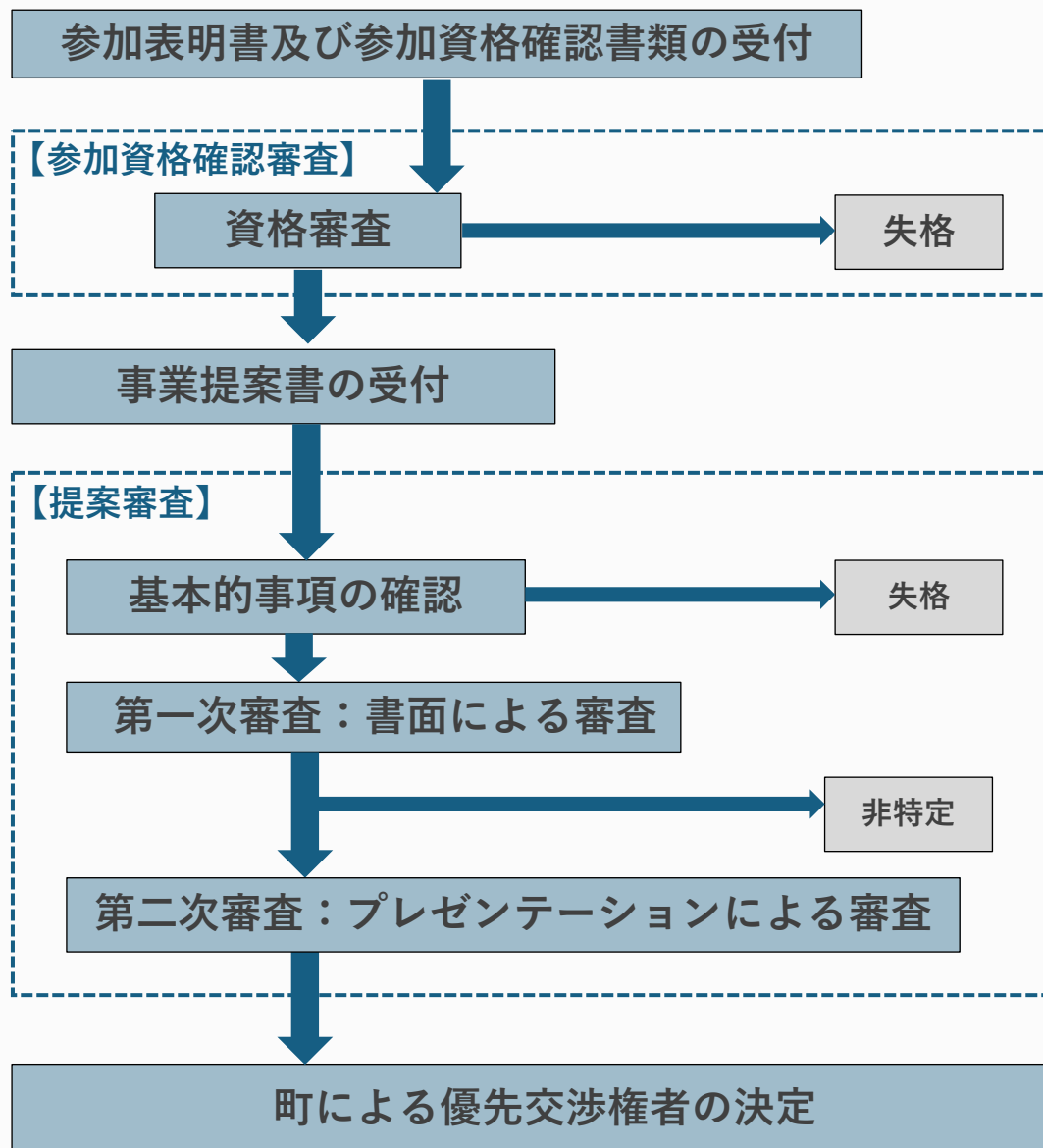
3. 審査及び選定に関する事項

(1) 選定フロー

- ・ 審査委員会を設置
- ・ 右図のフローで審査

(2) 評価ポイント

- ・ 選定基準の「定性的事項審査項目及び配点一覧」を参照



3. 審査及び選定に関する事項 (2) 評価ポイント

【定性的事項審査項目及び配点一覧】

大項目	配点	中項目	小項目（評価するポイント）	配点
業務実施体制	5	業務実施体制	- 基本協定及び借地借家法に基づく借地権設定契約の締結に係る実施体制（役割、責任の所在等）は明確か。 - プロジェクトマネジメントに係る実施体制（役割、責任分担等）は明確か。 - 整備施設の企画・設計に係る実施体制（役割、責任分担等）は明確か。 - 施設整備工事に係る実施体制（役割、責任分担等）は明確か。 - 施設供用開始後に係る実施体制（役割、責任分担等）は明確か。 - セルフマネジメントの内容・方法は適切かつ実効性のあるものか。 - テナント予定者との調整は完了しているか。	5
目的・テーマ	60	事業の実施方針・コンセプト	- 本事業の背景（本町の課題）、目的、上位計画や基本構想で掲げる基本理念等を理解した提案か。 - 提案内容が、周辺エリアや本町の将来像にどのように結びついているか。 - 基本構想に定める理念や方針の実現に寄与する提案か。 - 本事業における目標数値（施設利用者数、来店者数等）の設定や、達成に向けた手法は適切か。	20
		整備内容・導入機能	- 導入機能同士の連携が図られ、相乗効果が得られるような提案か。 - 来訪者だけでなく、町民も来たいと思える魅力的な内容、テナント構成の提案か。 - 子ども、子育て世代をはじめ、高齢者を含む幅広い世代が楽しいと感じ、ワクワクするような提案か。 - 目的がない人でも気軽に行きたいと思えるような、魅力的なエリア、空間の実現に寄与する提案か。 - 将来的なインバウンド需要復活に対応した提案か。（ex. 英語表記、キャッシュレス等） - ユニバーサルデザイン及びインクルーシブデザインに配慮した提案か。 - DX等の活用に対する具体的提案はあるか。（将来的な次世代モビリティ、スマートインフラ等への対応方針等） - 独自性や新規性のある提案か。	40
建築	40	施設配置・動線計画	- 各機能の相互利用が図れる施設配置となっているか。 - 広場（公園）利用者等に配慮した施設配置か。 - 地域住民の移動及び利用の活性化に寄与する提案か。 - 緑を感じる憩いの空間とし、賑わいや交流を生み出すスペースとなるように配慮した提案か。 - 周辺道路とのアクセスを考えた提案か。 - 利用者の安全性・利便性に配慮した提案か。 - 災害時の安全確保に配慮した提案か。（ex. 避難誘導等）	20

大項目	配点	中項目	小項目（評価するポイント）	配点
建築	40	意匠・景観計画	- 魅力的な施設デザインか。 - 周辺の景観との調和や配慮がなされた提案か。	5
		周辺及び環境への配慮方針	- 周辺環境に与える影響に配慮し、対策を講じた施設計画か。（交通渋滞、交通安全、周辺環境への配慮等） - 施設整備時の周辺環境に与える影響に配慮し、対策を講じた整備計画か。（交通渋滞、交通安全、騒音、振動、臭気、電波障害等） - 省エネルギー、新エネルギーの活用等、環境に配慮しているか。	5
		施設整備等の工程計画	- 供用開始から借地借家法に基づく借地権設定契約期間終了までに更地返還を見込んだ提案、計画となっているか。 - 施工計画、工程管理の考え方が、現実的な提案となっているか。	10
運営	90	地域経済への貢献	- 地域の企業・事業者の出店や事業参加、新規創業、雇用創出、町の特産品の活用等、地産地消の取組、地域経済への貢献の具体的提案はあるか。 - 町の情報発信及び町内全域の回遊性に寄与する具体的提案はあるか。 - 提案内容が町全体の活性化に寄与する具体的提案はあるか。 - 来訪者をターゲットとした特産物、地域資源を生かした商品の販売、開発、展示等の具体的提案はあるか。 - 町内観光施設の紹介や相互の誘客促進策の工夫等、具体的提案はあるか。	40
		管理運営計画	- 施設の維持管理や、サービス提供を継続させるための管理運営が計画されているか。 - DX等に対する具体的提案はあるか。（ex. Wi-Fi、消費動向把握、人流把握、画像解析技術等） - 施設運営時の周辺及び環境への配慮に対する考え及び対応方針は適切か。 - 周辺エリアに交流と日常的なにぎわいが生まれる取組や、情報発信（宣伝）に対する具体的提案はあるか。	20
		リスクの考え方	- テナント撤退時のリスク管理に対する考え及び対応方針は適切か。 - 感染症、自然災害発生時のリスク管理に対する考え及び対応方針は適切か。	10
		資金計画・収支計画	- 事業期間に適した資金計画、収支計画となっているか。 - 施設整備に係る収支計画は適切か。 - 施設運営に係る収支計画は適切か。	20
その他	5	その他	その他、町にとって魅力的な提案があるか。	5
計	200			200

質疑応答

ご質問がある方は、挙手をお願いいたします。



連絡事項

1. 現地確認の際の留意事項
2. その他